

鬼監発第15号  
令和5年5月23日

鬼北町議会議長 程内 覺 様  
鬼北町長 兵頭 誠亀 様

鬼北町監査委員 田中 清志

鬼北町監査委員 松浦 司

鬼北町下水道事業会計例月現金出納検査の結果に関する報告について

地方自治法第235条の2第1項の規定により鬼北町下水道事業会計の例月現金出納検査を実施したので、同条第3項の規定により、その結果に関する報告を下記のとおり提出します。

記

- 1 検査実施日 令和5年5月22日
- 2 検査現在期日 令和5年4月30日
- 3 検査の対象 鬼北町下水道事業会計
- 4 現金の収支・保管の状況

(1) 現金・預金収支の状況

4月1日～30日における現金・預金の収支状況は、次のとおりである。(単位:円)

区 分	当月収入額 収入累計額	当月支出額 支出累計額	収支差引額
預金・現金	21,244,580	15,874,662	5,369,918
	21,244,580	15,874,662	

(2) 4月30日現在における現金・預金の保管状況は、次のとおりである。(単位:円)

預 入 先	現 在 高	備 考
えひめ南農業協同組合	5,369,918	
伊予銀行近永支店	0	
愛媛銀行近永支店	0	
ゆうちょ銀行	0	
合 計	5,369,918	

5 検査の結果及び意見

鬼北町監査基準に準拠して検査調書記載の計数と関係諸帳簿、証書類により計数審査を行い、令和5年4月30日現在における各金融機関提出の預金及び借入金等残高証明書を照合した結果、計数に違算はなく、また、出納事務処理も概ね良好と認め、何ら不正、非違事項のないことを確認した。

鬼北町議会議長 程内 覺 様  
鬼北町長 兵頭 誠亀 様

鬼北町監査委員 田中 清志

鬼北町監査委員 松浦 司

鬼北町下水道事業会計例月現金出納検査の結果に関する報告について

地方自治法第235条の2第1項の規定により鬼北町下水道事業会計の例月現金出納検査を実施したので、同条第3項の規定により、その結果に関する報告を下記のとおり提出します。

記

- 1 検査実施日 令和5年6月20日
- 2 検査現在期日 令和5年5月31日
- 3 検査の対象 鬼北町下水道事業会計
- 4 現金の収支・保管の状況

(1) 現金・預金収支の状況

5月1日～31日における現金・預金の収支状況は、次のとおりである。(単位：円)

区 分	当月収入額 収入累計額	当月支出額 支出累計額	収支差引額
預金・現金	13,570,040	4,691,551	14,248,407
	34,814,620	20,566,213	

(2) 5月31日現在における現金・預金の保管状況は、次のとおりである。(単位：円)

預 入 先	現 在 高	備 考
えひめ南農業協同組合	14,248,407	
伊予銀行近永支店	0	
愛媛銀行近永支店	0	
合 計	14,248,407	

5 検査の結果及び意見

鬼北町監査基準に準拠して検査調書記載の計数と関係諸帳簿、証書類により計数審査を行い、令和5年5月31日現在における各金融機関提出の預金及び借入金等残高証明書を照合した結果、計数に違算はなく、また、出納事務処理も概ね良好と認め、何ら不正、非違事項のないことを確認した。

鬼監発第44号  
令和5年7月21日

鬼北町議会議長 程内 覺 様  
鬼北町長 兵頭 誠亀 様

鬼北町監査委員 田中 清志

鬼北町監査委員 松浦 司

鬼北町下水道事業会計例月現金出納検査の結果に関する報告について

地方自治法第235条の2第1項の規定により鬼北町下水道事業会計の例月現金出納検査を実施したので、同条第3項の規定により、その結果に関する報告を下記のとおり提出します。

記

- 1 検査実施日 令和5年7月20日
- 2 検査現在期日 令和5年6月30日
- 3 検査の対象 鬼北町下水道事業会計
- 4 現金の収支・保管の状況

(1) 現金・預金収支の状況

6月1日～30日における現金・預金の収支状況は、次のとおりである。(単位：円)

区 分	当月収入額 収入累計額	当月支出額 支出累計額	収支差引額
預金・現金	5,379,070	9,092,825	10,534,652
	40,193,690	29,659,038	

(2) 6月30日現在における現金・預金の保管状況は、次のとおりである。(単位：円)

預入先	現在高	備 考
えひめ南農業協同組合	10,534,652	
伊予銀行近永支店	0	
愛媛銀行近永支店	0	
合 計	10,534,652	

5 検査の結果及び意見

鬼北町監査基準に準拠して検査調書記載の計数と関係諸帳簿、証書類により計数審査を行い、令和5年6月30日現在における各金融機関提出の預金及び借入金等残高証明書を照合した結果、計数に違算はなく、また、出納事務処理も概ね良好と認め、何ら不正、非違事項のないことを確認した。

鬼北町長 兵頭 誠亀 様

鬼北町監査委員 田中 清志

鬼北町監査委員 松浦 司

鬼北町下水道事業会計例月現金出納検査の結果に関する報告について

地方自治法第235条の2第1項の規定により鬼北町下水道事業会計の例月現金出納検査を実施したので、同条第3項の規定により、その結果に関する報告を下記のとおり提出します。

記

- 1 検査実施日 令和5年8月21日
- 2 検査現在期日 令和5年7月31日
- 3 検査の対象 鬼北町下水道事業会計
- 4 現金の収支・保管の状況

(1) 現金・預金収支の状況

7月1日～31日における現金・預金の収支状況は、次のとおりである。(単位：円)

区 分	当月収入額 収入累計額	当月支出額 支出累計額	収支差引額
預金・現金	4,960,440	4,238,471	11,256,621
	45,154,130	33,897,509	

(2) 7月31日現在における現金・預金の保管状況は、次のとおりである。(単位：円)

預 入 先	現 在 高	備 考
えひめ南農業協同組合	11,256,621	
伊予銀行近永支店	0	
愛媛銀行近永支店	0	
合 計	11,256,621	

5 検査の結果及び意見

鬼北町監査基準に準拠して検査調書記載の計数と関係諸帳簿、証書類により計数審査を行い、令和5年7月31日現在における各金融機関提出の預金及び借入金等残高証明書を照合した結果、計数に違算はなく、また、出納事務処理も概ね良好と認め、何ら不正、非違事項のないことを確認した。

鬼北町議会議長 程内 覺 様  
鬼北町長 兵頭 誠亀 様

鬼北町監査委員 田中 清志

鬼北町監査委員 松浦 司

鬼北町下水道事業会計例月現金出納検査の結果に関する報告について

地方自治法第235条の2第1項の規定により鬼北町下水道事業会計の例月現金出納検査を実施したので、同条第3項の規定により、その結果に関する報告を下記のとおり提出します。

記

- 1 検査実施日 令和5年9月20日
- 2 検査現在期日 令和5年8月31日
- 3 検査の対象 鬼北町下水道事業会計
- 4 現金の収支・保管の状況

(1) 現金・預金収支の状況

8月1日～31日における現金・預金の収支状況は、次のとおりである。(単位：円)

区 分	当月収入額 収入累計額	当月支出額 支出累計額	収支差引額
預金・現金	25,866,328	7,567,789	29,555,160
	71,020,458	41,465,298	

(2) 8月31日現在における現金・預金の保管状況は、次のとおりである。(単位：円)

預 入 先	現 在 高	備 考
えひめ南農業協同組合	29,555,160	
伊予銀行近永支店	0	
愛媛銀行近永支店	0	
合 計	29,555,160	

5 検査の結果及び意見

鬼北町監査基準に準拠して検査調書記載の計数と関係諸帳簿、証書類により計数審査を行い、令和5年8月31日現在における各金融機関提出の預金及び借入金等残高証明書を照合した結果、計数に違算はなく、また、出納事務処理も概ね良好と認め、何ら不正、非違事項のないことを確認した。

鬼北町議会議長 程内 覺 様  
鬼北町長 兵頭 誠亀 様

鬼北町監査委員 田中 清志

鬼北町監査委員 松浦 司

鬼北町下水道事業会計例月現金出納検査の結果に関する報告について

地方自治法第235条の2第1項の規定により鬼北町下水道事業会計の例月現金出納検査を実施したので、同条第3項の規定により、その結果に関する報告を下記のとおり提出します。

記

- 1 検査実施日 令和5年10月20日
- 2 検査現在期日 令和5年9月30日
- 3 検査の対象 鬼北町下水道事業会計
- 4 現金の収支・保管の状況

(1) 現金・預金収支の状況

9月1日～30日における現金・預金の収支状況は、次のとおりである。(単位：円)

区 分	当月収入額 収入累計額	当月支出額 支出累計額	収支差引額
預金・現金	5,867,721	24,561,908	10,860,773
	76,887,979	66,027,206	

(2) 9月30日現在における現金・預金の保管状況は、次のとおりである。(単位：円)

預 入 先	現 在 高	備 考
えひめ南農業協同組合	10,860,773	
伊予銀行近永支店	0	
愛媛銀行近永支店	0	
合 計	10,860,773	

5 検査の結果及び意見

鬼北町監査基準に準拠して検査調書記載の計数と関係諸帳簿、証書類により計数審査を行い、令和5年9月30日現在における各金融機関提出の預金及び借入金等残高証明書を照合した結果、計数に違算はなく、また、出納事務処理も概ね良好と認め、何ら不正、非違事項のないことを確認した。

鬼北町議会議長 程内 覺 様  
鬼北町長 兵頭 誠亀 様

鬼北町監査委員 田中 清志

鬼北町監査委員 松浦 司

鬼北町下水道事業会計例月現金出納検査の結果に関する報告について

地方自治法第235条の2第1項の規定により鬼北町下水道事業会計の例月現金出納検査を実施したので、同条第3項の規定により、その結果に関する報告を下記のとおり提出します。

記

- 1 検査実施日 令和5年11月20日
- 2 検査現在期日 令和5年10月31日
- 3 検査の対象 鬼北町下水道事業会計
- 4 現金の収支・保管の状況

(1) 現金・預金収支の状況

10月1日～31日における現金・預金の収支状況は、次のとおりである。(単位：円)

区 分	当月収入額 収入累計額	当月支出額 支出累計額	収支差引額
預金・現金	7,366,473	2,660,231	15,567,015
	84,254,452	68,687,437	

(2) 10月31日現在における現金・預金の保管状況は、次のとおりである。(単位：円)

預入先	現在高	備 考
えひめ南農業協同組合	15,567,015	
合 計	15,567,015	

5 検査の結果及び意見

鬼北町監査基準に準拠して検査調書記載の計数と関係諸帳簿、証書類により計数審査を行い、令和5年10月31日現在における各金融機関提出の預金及び借入金等残高証明書を照合した結果、計数に違算はなく、また、出納事務処理も概ね良好と認め、何ら不正、非違事項のないことを確認した。

鬼北町議会議長 程内 覺 様  
鬼北町長 兵頭 誠亀 様

鬼北町監査委員 田中 清志

鬼北町監査委員 松浦 司

鬼北町下水道事業会計例月現金出納検査の結果に関する報告について

地方自治法第235条の2第1項の規定により鬼北町下水道事業会計の例月現金出納検査を実施したので、同条第3項の規定により、その結果に関する報告を下記のとおり提出します。

記

- 1 検査実施日 令和5年12月20日
- 2 検査現在期日 令和5年11月30日
- 3 検査の対象 鬼北町下水道事業会計
- 4 現金の収支・保管の状況

(1) 現金・預金収支の状況

11月1日～30日における現金・預金の収支状況は、次のとおりである。(単位：円)

区 分	当月収入額 収入累計額	当月支出額 支出累計額	収支差引額
預金・現金	5,213,140	4,336,738	16,443,417
	89,467,592	73,024,175	

(2) 11月30日現在における現金・預金の保管状況は、次のとおりである。(単位：円)

預 入 先	現 在 高	備 考
えひめ南農業協同組合	16,443,417	
合 計	16,443,417	

5 検査の結果及び意見

鬼北町監査基準に準拠して検査調書記載の計数と関係諸帳簿、証書類により計数審査を行い、令和5年11月30日現在における金融機関提出の預金及び借入金等残高証明書を照合した結果、計数に違算はなく、また、出納事務処理も概ね良好と認め、何ら不正、非違事項のないことを確認した。

鬼監発第94号  
令和6年1月23日

鬼北町議会議長 程内 覺 様  
鬼北町長 兵頭 誠亀 様

鬼北町監査委員 田中 清志

鬼北町監査委員 松浦 司

鬼北町下水道事業会計例月現金出納検査の結果に関する報告について

地方自治法第235条の2第1項の規定により鬼北町下水道事業会計の例月現金出納検査を実施したので、同条第3項の規定により、その結果に関する報告を下記のとおり提出します。

記

- 1 検査実施日 令和6年1月22日
- 2 検査現在期日 令和5年12月31日
- 3 検査の対象 鬼北町下水道事業会計
- 4 現金の収支・保管の状況

(1) 現金・預金収支の状況

12月1日～31日における現金・預金の収支状況は、次のとおりである。(単位：円)

区 分	当月収入額 収入累計額	当月支出額 支出累計額	収支差引額
預金・現金	10,424,860	9,368,124	17,500,153
	99,892,452	82,392,299	

(2) 12月31日現在における現金・預金の保管状況は、次のとおりである。(単位：円)

預 入 先	現 在 高	備 考
えひめ南農業協同組合	17,500,153	
合 計	17,500,153	

5 検査の結果及び意見

鬼北町監査基準に準拠して検査調書記載の計数と関係諸帳簿、証書類により計数審査を行い、令和5年12月31日現在における金融機関提出の預金及び借入金等残高証明書を照合した結果、計数に違算はなく、また、出納事務処理も概ね良好と認め、何ら不正、非違事項のないことを確認した。

鬼監発第101号  
令和6年2月22日

鬼北町議会議長 程内 覺 様  
鬼北町長 兵頭 誠亀 様

鬼北町監査委員 田中 清志

鬼北町監査委員 松浦 司

鬼北町下水道事業会計例月現金出納検査の結果に関する報告について

地方自治法第235条の2第1項の規定により鬼北町下水道事業会計の例月現金出納検査を実施したので、同条第3項の規定により、その結果に関する報告を下記のとおり提出します。

記

- 1 検査実施日 令和6年2月20日
- 2 検査現在期日 令和6年1月31日
- 3 検査の対象 鬼北町下水道事業会計
- 4 現金の収支・保管の状況

(1) 現金・預金収支の状況

1月1日～31日における現金・預金の収支状況は、次のとおりである。(単位：円)

区 分	当月収入額 収入累計額	当月支出額 支出累計額	収支差引額
預金・現金	496,210	3,129,762	14,866,601
	100,388,662	85,522,061	

(2) 1月31日現在における現金・預金の保管状況は、次のとおりである。(単位：円)

預 入 先	現 在 高	備 考
えひめ南農業協同組合	14,866,601	
合 計	14,866,601	

5 検査の結果及び意見

鬼北町監査基準に準拠して検査調書記載の計数と関係諸帳簿、証書類により計数審査を行い、令和6年1月31日現在における金融機関提出の預金及び借入金等残高証明書を照合した結果、計数に違算はなく、また、出納事務処理も概ね良好と認め、何ら不正、非違事項のないことを確認した。

鬼監発第110号  
令和6年3月26日

鬼北町議会議長 程内 覺 様  
鬼北町長 兵頭 誠亀 様

鬼北町監査委員 田中 清志

鬼北町監査委員 松浦 司

鬼北町下水道事業会計例月現金出納検査の結果に関する報告について

地方自治法第235条の2第1項の規定により鬼北町下水道事業会計の例月現金出納検査を実施したので、同条第3項の規定により、その結果に関する報告を下記のとおり提出します。

記

- 1 検査実施日 令和6年3月21日
- 2 検査現在期日 令和6年2月29日
- 3 検査の対象 鬼北町下水道事業会計
- 4 現金の収支・保管の状況

(1) 現金・預金収支の状況

2月1日～29日における現金・預金の収支状況は、次のとおりである。(単位：円)

区 分	当月収入額 収入累計額	当月支出額 支出累計額	収支差引額
預金・現金	29,728,722	22,614,061	21,981,262
	130,117,384	108,136,122	

(2) 2月29日現在における現金・預金の保管状況は、次のとおりである。(単位：円)

預 入 先	現 在 高	備 考
えひめ南農業協同組合	21,981,262	
合 計	21,981,262	

5 検査の結果及び意見

鬼北町監査基準に準拠して検査調書記載の計数と関係諸帳簿、証書類により計数審査を行い、令和6年2月29日現在における金融機関提出の預金及び借入金等残高証明書を照合した結果、計数に違算はなく、また、出納事務処理も概ね良好と認め、何ら不正、非違事項のないことを確認した。